

# 「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリアにおける 新たな観光ルート開発及び情報発信事業」仕様書

## 1. 委託業務名

広島空港振興協議会・高松空港株式会社連携事業

「台湾・香港市場からのインバウンド誘客を目的とした瀬戸内エリアにおける新たな観光ルート開発及び情報発信事業」

## 2. 委託業務の内容

### (1) 事業の目的

昨今の、円安等を背景としたインバウンド訪日需要の高まりを受け、東アジア路線の需要が急激に回復しており、東アジア圏からの外国人延べ宿泊者数の内、台湾市場および香港市場からのインバウンドが、中国エリアでは49%、四国エリアでは51%(観光庁「宿泊旅行統計調査(2024年年間値)」を占めている。広島空港においては台湾線が昨年4月に週4往復から週5往復へと増便され、香港線は同年11月に運航再開され、本年1月からは週4往復へと増便した。また、高松空港においては香港線が昨年11月からデイリー運航へと増便、また台湾線は本年4月より台北線がデイリー運航・台中線が週5往復へとそれぞれ増便した。

併せてインバウンド旅行動向についても、国籍別旅行手配方法が台湾市場は85.2%(2024年1月-3月期は76%)、香港市場では95.3%(2024年1月-3月期は94.7%)が個人手配となっており(観光庁「インバウンド消費動向調査(2025年1月-3月期)」)、各市場とも個人旅行(以下、「FIT」という。)比率の高まりが顕著である。広島空港および高松空港においても、更なるFIT比率の高まりを受け、今後より幅広いFITのニーズに対応する誘客が必要となっている。

例えば、高松空港に入国したインバウンド旅行者のうち、台湾・香港市場からの旅行者の9割が四国エリアのみを周遊し滞在する旅行形態を取っている。同市場については、訪日リピーター層の形成やFIT化の進展等、成熟度が高いことから、今までにない切り口やテーマによる新たな旅の仕方を提案し、広域でより深い旅の魅力を訴求することで、瀬戸内エリアへの更なるFITの誘客に繋げる必要がある。

本事業では、台湾・香港市場からの更なるFITの誘客を目的に広島空港および高松空港を利用した新たな旅行形態となるオープンジョー(広島空港イン/高松空港アウトおよび高松空港イン/広島空港アウト)のルート提案、およびルート上に点在するまだ知られていない魅力ある観光コンテンツ等を併せて情報発信することで、四国・瀬戸内エリアの認知度を向上させ、FITに「選ばれる」エリアとなることを目指す。

### (2) 実施主体

広島空港振興協議会・高松空港株式会社

### (3) 対象市場

台湾および香港

### (4) 誘客対象

FIT(訪日リピーター層)

### (5) 連携先

広島県観光連盟、香川県観光協会、せとうち観光推進機構、四国ツーリズム創造機構

### (6) 事業予算額

4,000,000円(取引に係る消費税および地方消費税の額を含む)

### 3. 業務内容

#### (1) 瀬戸内エリアの新たな観光ルートの提案およびファミツアーの企画・実施

##### ① 観光ルートの提案

- ・ 瀬戸内エリアにおけるオープンジョー(広島空港イン/高松空港アウトおよび高松空港イン/広島空港アウト)の新たな旅の楽しみ方を訴求するため、未だ知られていない魅力的な観光コンテンツを抽出し、併せて観光ルートの提案を行うこと。
- ・ 観光コンテンツについては、瀬戸内エリアのうち岡山県、広島県、香川県および愛媛県を主な対象とし、各地ならではの魅力ある食、景観、アクティビティ等を中心に抽出すること。なお、各観光コンテンツの選定理由についても併せて記載すること。
- ・ 観光ルートの提案にあたっては2.(4)の誘客対象が主にレンタカーを活用した旅をすることを前提とし、しまなみ海道(西瀬戸自動車道)または瀬戸大橋(瀬戸中央自動車道)を経由するルートを各1ルート以上、計2ルート以上提案すること。

##### ② ファミツアー実施期間

2025年10月～11月頃

##### ③ 被招請者

- ・ 各市場において情報発信力のあるインフルエンサーまたは旅行関連メディア(以下、「被招請者」という。)をそれぞれ2社(または2名)以上選定し招請すること。  
(※被招請者の概要及び選定理由を詳しく記載すること)

##### ④ ファミツアー行程、取材箇所等

- ・ 瀬戸内エリアにおけるオープンジョーを想定し、広島県、香川県において少なくとも1泊ずつの宿泊を伴う3泊4日程度のファミツアーを実施すること。
- ・ 2.(4)の誘客対象に向けて、瀬戸内エリアにおけるオープンジョーの魅力情報を発信することを目的とし、記事や素材を制作するためのファミツアー行程を企画立案すること。

##### ⑤ 移動手段

- ・ 国内の移動は、公共交通機関や貸切車(貸切バス、ジャンボタクシー)を利用すること。ただし、合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。
- ・ レンタカーを利用する場合は、招請者自らがレンタカーを借り受け、運転を行うこととし、道路運送法等各種法令に抵触しないよう注意すること。

##### ⑥ 宿泊、飲食等

- ・ 1室1名で利用することを基本とするが、温泉付和室宿泊施設は1室2名も可能とする。なお、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ・ 食事は1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも毎日飲物を提供すること。

##### ⑦ 通訳者、添乗員

- ・ 必要に応じて、中国語の通訳案内士等を1名、および添乗員を1名手配すること。
- ・ 通訳案内士等は、瀬戸内エリアの観光資源等に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

##### ⑧ ファミツアーの行程冊子、パンフレット等

- ・ 日本語、および繁体字でファミツアーの行程冊子を作成し、被招請者に配布すること。

- ・ 視察先のパンフレットや資料等を収集のうえ、被招請者へ提供すること。

⑨ 安全確保・緊急事態等への対応

- ・ ファムツアー実施時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順および体制を構築しておくこと。
- ・ 本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・ 業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

(2) 対象市場における情報発信

- ・ 3.(1)①で提案した観光ルートの認知度向上を目的とし、ファムツアーに招請したインフルエンサーまたは旅行関連メディア等を通じて台湾市場・香港市場それぞれで効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 情報発信のタイミングについては、発注者と充分協議の上決定すること。
- ・ 情報発信後は各市場にてモニタリングし、情報発信の効果について検証すると共に実績を実施報告書に記載すること。

(3) その他

① 企画提案における留意事項

- ・ 基本コンセプト、業務の進め方、スケジュール、業務の実施体制(担当業務ごとの予定人数など詳細を記載すること)、円滑な運営に資する施策について明記すること。

② 事業実施における留意事項

- ・ 受託事業者は各施策において、運営、管理、庶務など業務全般を担当すること。
- ・ 発注者との連絡調整を密に行い、十分な協議を行うこと。また発注者は本事業実施期間中、いつでも状況の報告を求められることができるものとする。
- ・ 最終的な業務委託仕様書については、事業者受託決定後、協議の上、発注者が作成する。
- ・ 実際の業務の実施にあたっては、発注者の指示に従うこと。
- ・ 目標値と成果については、必要に応じて発注者の指示に従い報告すること。

4. 目標と成果指標

3.(1)および(2)において達成すべき目標と成果指標についても定量的に提案すること。  
最終的な目標と成果指標については、事業者受託決定後、協議の上、発注者が決定する。

5. 委託期間

契約締結日から2026年3月31日(火)まで

6. 成果物

(1) 成果物

- ① 新たな観光ルートにかかる情報発信およびインフルエンサー等による情報発信に関わるもの(情報発信に使用した画像や動画のデータ等)
- ② 業務実施報告書

(2) 業務実施報告書

業務実施報告書には、瀬戸内エリアの新たな観光ルート、ファムツアーの参加者名簿、ツアーの内容、対象市場における情報発信の効果を含む事業全体の報告を記載すること。

・提出先及び部数

提出先1

広島空港振興協議会 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52

広島県土木建築局 空港振興課内

担当者：丸茂、永来 TEL: 082-513-4013 FAX: 082-223-3756  
E-mail: dokukou@pref.hiroshima.lg.jp

#### 提出先2

高松空港株式会社 〒761-1401 香川県高松市香南町岡1312番地7  
担当者：蔵本 TEL; 087-814-3657 FAX: 087-814-3658  
E-mail: tak\_sales@takamatsu-airport.com

・実施報告書(A4版カラー冊子)

提出先ごとに、5部ずつ提出すること。

・電子媒体 1部

電子媒体はMicrosoft word、Microsoft Excel、Microsoft Power Pointにおいて編集可能ないずれかのファイル形式及びPDFデータの両方の形式をメールで送付すること。

#### (3) 成果物の著作権及び所有権など

- ① 成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)及び所有権は、広島空港振興協議会および高松空港株式会社に帰属するものとする。契約期間終了後も同様とする。
- ② 広島空港振興協議会および高松空港株式会社は成果物を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用を許諾できるものとする。
- ③ 本業務において制作された映像・写真等に登場する人物については、肖像権に係る同意を取得し、発注者が指定する媒体・用途において期間の制限なく使用できるものとする。

#### 7. 契約に関する条件等

##### (1) 再委託

受託者は、広島空港振興協議会および高松空港株式会社の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、広島空港振興協議会および高松空港株式会社により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

##### (2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

##### (3) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例(令和4年10月6日広島県条例第33号)および香川県個人情報保護条例(令和4年香川県条例第30号)を遵守しなければならない。

##### (4) 貸与資料

- ① 広島空港振興協議会および高松空港株式会社は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。
- ② 受領した資料等は取り扱いに注意し、広島空港振興協議会および高松空港株式会社の許可なく公表・使用する事はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

#### 8. その他

- (1) 受託者は、広島空港振興協議会および高松空港株式会社から作業状況の報告を求められた場

合は、速やかに対応すること。

- (2) 本業務の実施に当たり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに広島空港振興協議会および高松空港株式会社と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務において何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 感染症、天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合は、別途、変更契約を締結することで、広島空港振興協議会および高松空港株式会社が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする(但し、契約限度額以内とする)。

以上